

## ○登米市市民活動総合補償制度実施要綱

平成20年3月31日

告示第82号

改正 平成20年8月12日告示第162号  
平成21年7月27日告示第149号  
平成26年3月14日告示第37号  
平成27年4月1日告示第165号  
平成30年3月16日告示第51号  
令和2年3月31日告示第76号  
令和3年4月1日告示第140号  
令和4年1月5日告示第2号

### (目的)

第1条 この要綱は、市民活動を行う団体等が市民活動中の不慮の事故について、登米市市民活動総合補償制度（以下「補償制度」という。）を設け、市民が安心して市民活動に参加できるよう支援することにより、市民活動の活性化・健全な発展及び市民の創造力を生かした協働のまちづくりの推進を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民活動 市内を拠点として継続的及び自発的に行う社会貢献活動で、無報酬（実費弁償を除く。）で行うものをいう。
- (2) 市民団体 市民により自主的に組織された団体をいう。
- (3) 活動者 市民活動に従事する者をいう。ただし、来場者、応援者、観覧者、出場者等の単なるサービスの受益者を除く。
- (4) 熱中症等 熱中症及び日射病並びに細菌性食中毒及びウイルス性食中毒をいう。

### (保険契約による制度の保全)

第3条 補償制度を保全するため、市は損害保険会社（以下「保険会社」という。）と保険契約を締結する。

### (市民活動の適用除外)

第4条 第2条第1号の規定にかかわらず、次に掲げる活動については補償制度の対象としないものとする。

- (1) 個人やグループが趣味として行うスポーツ活動及び文化活動
- (2) 保育所、幼稚園、小・中学校等で園児、児童、生徒を対象とした行事や、その管理下で行われた活動
- (3) 山岳・海難救助活動、その他の災害現場における救助活動

- (4) 銃器を使用する有害鳥獣駆除活動
- (5) 政治若しくは宗教に係る活動又は営利を目的とした活動  
(市が実施する事業に関する特例)

第5条 この要綱は、市が実施する事業のうち市民活動に類する活動に参加したものについても適用する。

(補償の対象)

第6条 補償の対象は、市民活動中に生じた次の各号に掲げる事故とする。この場合において、第2号に規定する事故は、活動の場所から住所地までの往復の合理的な経路（市民活動を行うために宿泊した場合の経路を含む。）による移動中のものを含むものとする。

- (1) 賠償責任事故 活動者が他人（活動団体の構成員を含む。以下同じ。）の生命、身体又は財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った事故をいう。
- (2) 傷害事故 活動者が負傷し、又は死亡した事故若しくは熱中症等を発症した事故をいう。

(賠償責任事故の補償金等)

第7条 賠償責任事故に係る補償金は、免責額1万円を超える額の部分とし、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額を限度とする。

- (1) 他人の身体に損害を与えたとき 1人につき6,000万円。ただし、1事故につき2億円
- (2) 他人の財物に損害を与えたとき 1事故につき1,000万円
- (3) 他人からの預かり品又は管理責任を負う物に損害を与えたとき 1事故につき100万円

2 賠償責任事故の損害範囲は次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 被害者に対する損害賠償金
- (2) 被害者に対する応急処置・護送等の費用
- (3) 弁護士費用、裁判費用等の訴訟費用

(賠償責任事故の適用除外)

第8条 次の各号に掲げる事由により生じた賠償責任事故は、補償の対象としない。

- (1) 活動者の故意による事故
- (2) 活動者の同居の親族に対する事故
- (3) 戦争、変乱、暴動、労働争議、政治的又は社会的騒乱による事故
- (4) 地震、噴火、津波、洪水その他の天災による事故
- (5) 事業者が事業として行う施設の建設、改築、修理等の工事による事故
- (6) 活動者が所有し、使用し、又は管理する車両、船舶による事故
- (7) 活動者が所有し、又は管理する動物による事故
- (8) その他市が保険会社と締結した保険約款及び特約条項（以下「保険約款等」と

いう。)で定める事故

(傷害事故の補償金)

第9条 傷害事故に係る補償金は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額を限度とする。

- (1) 事故の日から180日以内に死亡したとき 死亡者1人につき300万円。ただし、後遺障害に対する補償金を支払った後であるときは、その金額を控除した額
- (2) 事故の日から180日以内に後遺障害を生じたとき 障害の程度に応じ、1人につき9万円から300万円まで
- (3) 入院による治療を受けたとき 事故の日から180日までの入院した日数に1人1日につき2,000円を乗じて得た額。この場合において、傷害の治療を直接の目的として保険約款等に定められた手術を受けたときは、手術補償として、入院補償金日額に手術の種類に応じて定めた倍率を乗じて得た額。ただし、1事故に基づく傷害については、1回の手術に限る。
- (4) 通院による治療を受けたとき 事故の日から180日までの間において、90日を限度として通院日数1人1日につき1,500円を乗じて得た額

(傷害事故の適用除外)

第10条 次の各号に掲げる事由により生じた傷害事故は、補償制度の対象としない。

- (1) 活動者の故意による事故
- (2) 活動者の自殺行為、犯罪行為又は闘争行為による事故
- (3) 活動者の疾病又は心神喪失による事故
- (4) 活動者の医学的他覚所見のないむち打ち症又は腰痛
- (5) 戦争、変乱、暴動、労働争議、政治的又は社会的騒乱による事故
- (6) 地震、噴火、津波、洪水その他の天災による事故
- (7) 活動者の無資格運転及び酒酔い運転による事故
- (8) その他保険約款等で定める事故

(事故報告)

第11条 活動者は、市民活動中に事故が発生したときは、直ちに市へ事故の概要を連絡するとともに、その後速やかに登米市市民活動総合補償制度事故報告書(様式第1号。以下「事故報告書」という。)を市長に提出しなければならない。

(事故の判定及び審査)

第12条 市長は、事故報告書が提出されたときは、当該事故が補償制度の対象になるかどうか判定し、対象事故であると認めたときは、登米市市民活動総合補償制度事故認定通知書(様式第2号)を保険会社に通知するとともにその写しを活動者に送付するものとする。

2 市長は、前項の場合において、当該事故が補償制度の対象となる事故であるかどうかを審査する必要があると認めたときは、次条に規定する登米市市民活動総合補償制

度事故審査委員会（以下「委員会」という。）に諮るものとする。

- 3 市長は、前項の規定による審査の結果、明らかに補償制度が適用されないと認めた場合は、登米市市民活動総合補償制度事故審査回答書（様式第3号）を活動者に通知するものとする。

（委員会）

第13条 前条第2項の審査を行うため、委員会を置く。

- 2 委員会は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。
- 3 委員長は、委員会を総括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 5 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
- 6 委員長は、必要があるときは会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

（補償金の請求及び支払い）

第14条 賠償責任事故の補償金は、活動者と被害者との間で法律上の問題が解決した後、活動者が市の指定する請求書にその他必要な書類を添付して市に請求するものとする。

- 2 傷害事故の補償金は、傷害を負った者若しくは熱中症等を発症した者又は死亡者の法定相続人が市の指定する請求書にその他必要な書類を添付して市に請求するものとする。
- 3 市は、前2項に規定する請求を受けたときは、保険会社に保険金を請求するものとする。
- 4 市が保険会社から受け取るべき保険金について、市は当該保険会社に対し、補償金請求者に直接支払うことを要請するものとする。この場合、市が指定する金融機関の口座に、保険会社が保険金を振り込むことによって、市の補償金請求者に対する補償金支払義務及び保険会社に対する保険金受領書提出義務は、履行されたものとする。

（庶務）

第15条 この要綱に定める事務は、まちづくり推進部が行う。

（市が実施する補償制度に関する準用）

第16条 この要綱に定める補償制度は、登米市総合災害補償規程（平成17年告示第4号）など市が保険契約する他の補償制度（以下「他の補償制度」という。）をもって適用できる場合は、他の補償制度を適用するものとする。

（補則）

第17条 この要綱に定めるもののほか、補償制度の取扱いについては、保険約款等の規定を準用する。

- 2 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年8月12日告示第162号）

この告示は、平成20年8月12日から施行し、改正後の登米市市民活動総合補償制度実施要綱の規定は、平成20年5月1日から適用する。

附 則（平成21年7月27日告示第149号）

この告示は、平成21年7月27日から施行し、改正後の登米市市民活動総合補償制度実施要綱の規定は、平成21年5月1日から適用する。

附 則（平成26年3月14日告示第37号）

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年4月1日告示第165号）

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月16日告示第51号）

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日告示第76号）

この告示は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年4月1日告示第140号）

（施行期日）

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の登米市市民活動総合補償制度実施要綱の規定は、この告示の施行日以後に発生した傷害事故に係る補償金について適用し、同日前に発生した傷害事故に係る補償金については、なお従前の例による。

附 則（令和4年1月5日告示第2号）抄

（施行期日）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

#### 別表（第13条第2項関係）

|      |                         |
|------|-------------------------|
| 委員長  | まちづくり推進部長               |
| 副委員長 | 総務部長                    |
| 委員   | 市民生活部長、産業経済部長、建設部長、教育部長 |



| 賠償責任事故        |  |      |                    |     |
|---------------|--|------|--------------------|-----|
| 事故の相手方        | 住所   |      | 生年月日<br>年 月 日 ( 歳) |     |
|               | フリガナ   |      | 電 話                |     |
|               | 氏名   |      | 性 別                |     |
| 警察への届出        | <input type="checkbox"/> なし                        |      |                    |     |
|               | <input type="checkbox"/> あり<br>〔警察署名 〕 〔届出日 年 月 日〕 |      |                    |     |
| 他の損害保険<br>契 約 | 会社名  | 証券番号 | 種類・特約              | 限度額 |
|               |  |      |                    |     |
|               |  |      |                    |     |
| 財 物 名         | 購入時期 年 月頃  |      |                    |     |
| 損 害 額         | 円 (見込・確定)  |      |                    |     |
| 修 理 先         | 住所<br>名称   |      | 電話                 |     |
|               | 他人の身体に損害を与えた場合                                     |      |                    |     |
| 受 傷 部 位       |  |      |                    |     |
| 治 療 機 関       |  |      |                    |     |
|               |  |      |                    |     |
| 症 状           |  |      |                    |     |
| 医 療 機 関       | 医療機関名<br>(医師名 : )                                  |      |                    |     |
|               | 所在地  |      | 電話                 |     |

備考

- 1 上記の事項で記載された事故報告書であれば本様式によらないことができる。
- 2 添付書類
  - (1) 市民活動の概要を把握できる資料 (パンフレット等)
  - (2) 事故発生状況等がわかる資料 (現場の案内図、見取り図、写真等)
  - (3) 当日の指導者、参加者の名簿、プログラム等

登米市市民活動総合補償制度事故認定通知書

保険会社 様

登米市長

下記の事故は、市民活動中の事故と認定しましたので、通知します。

記

|                     |   |           |                |  |
|---------------------|---|-----------|----------------|--|
| 事故種別                | <input type="checkbox"/> 賠償責任事故 <input type="checkbox"/> 傷害事故 |           |                |  |
| 申請者                 | 団体名(団体構成員の場合)   | 代表者名      |                |  |
|                     | 住所  |           |                |  |
|                     | フリガナ<br>氏名  |           |                |  |
|                     | 生年月日  | 年 月 日( 歳) | 性別             |  |
| 親権者<br>(申請者が未成年の場合) | 住所  |           |                |  |
|                     | フリガナ<br>氏名  |           | 活動者との関係<br>( ) |  |
|                     | 生年月日  | 年 月 日( 歳) |                |  |
| 事故発生日時              | 年 月 日( ) 午前・午後 時 分頃   |           |                |  |
| 添付書類                |   |           |                |  |
| 備考                  |   |           |                |  |

様式第3号（第12条関係）

登米市市民活動総合補償制度事故審査回答書

年 月 日

様

登米市長

年 月 日付けで報告のあった事故については、登米市市民活動総合補償制度実施要綱第6条に規定する対象事故と認められないので、その旨回答いたします。

(理由)

様式第 1 号 (第11条関係)  
様式第 2 号 (第12条関係)  
様式第 3 号 (第12条関係)